



7

武蔵野の面影を残す自然的環境の保全

目標

市民との協働により、武蔵野の面影を残す雑木林等を健全な形で保全していくことを目指します。

| 指標 | 現状値 (平成17年度) | 目標値 |
|------------------------------------|-----------------|--------------------------------------|
| 雑木林等の面積 (m ²) | 4,420,000 | |
| 雑木林等の公有地化面積 (m ²) | 69,194 | |
| 市民の森*など法令等による指定箇所数 (箇所) | 143 | |
| 市民の森など法令等による指定面積 (m ²) | 974,691 | 平成22年度 1,300,000 平成27年度 1,600,000 |
| (仮称)川越市森林公園計画区域内公有地面積 (ha) | 6.9 | |
| エコファーマーの人数 (人/年)【再掲】 | 12 | 平成22年度 19 平成27年度 28 |
| 認定農業者の人数 (人/年)【再掲】 | 101 | 平成22年度 120 平成27年度 140 |

市民の森
 緑の環境を保全するため、川越市民の森指定要綱により指定し、市が管理しながら市民に公開している。おおむね3,000平方メートル以上の雑木林等が対象。

共通理念

都市環境的土地利用と農地や雑木林等の自然環境的土地利用のバランスを保ち、歴史的文化的にも重要な武蔵野の面影を残す雑木林等を農地や集落と一体的に保全し、市民との協働により、その維持・管理を進めます。



具体的取組

7-1 土地利用施策の推進による雑木林等の保全

緑・アメニティ拠点形成の具体化

- ・第三次川越市総合計画における緑・アメニティ*拠点形成の緑ゾーンの位置付けを都市計画マスタープラン、緑の基本計画等策定において具体的に位置付け、その展開を図ります。

アメニティ
心地よさや快適さの質、
居住地の魅力やその価値
を意味する。

7-2 法律及び条例等による雑木林等の保全 **重点**

7-2-1 法律による指定

緑を保全する地区の指定

- ・都市における緑地を保全していくため、法令に基づく、緑を保全する地区の指定について検討します。

市民緑地

- ・都市緑地法に基づき、土地の所有者からの申し出により地方公共団体等が土地の所有者と契約を締結し、これに基づき、地方公共団体等が一定の期間その土地を管理し、住民に公開する市民緑地制度を検討し、雑木林等の保全・活用に努めます。

7-2-2 条例等による指定

ふるさとの緑の景観地

- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、ふるさとを象徴する緑を形成している地域をふるさとの緑の景観地として指定し、保全を図ります。

市民の森

- ・川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森を指定することにより、雑木林等を保全し、市民に憩いの場を提供します。



保存樹林

- ・川越市緑化推進要綱に基づき、快適な緑地環境を守るため主要な雑木林等を保存樹林*に指定し、保全を図ります。

緑の基金による保全

- ・川越市緑の基金条例に基づき、緑の基金の充実を図り、雑木林等の保全に努めます。

保存樹林

緑の環境を保全するため、市内各地に存在する樹木の集団で特に必要と認められたものを、川越市緑化推進要綱により指定している。

7-3 公園の整備

（仮称）川越市森林公園の整備

- ・本市南部の武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場とするため、「（仮称）川越市森林公園基本計画」に基づき整備を推進します。
- ・先行して公有化した雑木林等は、市民の憩いの場として有効活用します。

7-4 市民との協働による雑木林等の維持・管理

市民との協働による雑木林等の維持・管理

- ・法律及び条例等により保全された雑木林等については、できる限り地域住民の憩いの場として市民との協働による維持・管理を進めます。

7-5 広域的な取組の推進

広域的な取組の推進

- ・市内の南部地区から三芳町、所沢市、狭山市方面に広がるくぬぎ山地区については、埼玉県や近隣市町と広域的に連携し、自然再生推進法に基づき事業を推進します。



7-6 環境保全型農業の促進による雑木林の保全

環境保全型農業の促進と雑木林の保全

- ・雑木林の落ち葉を肥料として利用する有機農法など環境保全型農業の普及を促進します。（施策 4-5 その他の対策- 環境保全型農業の普及、施策 8-1 身近な生き物の生育環境の保全・創造- 環境保全型農業の促進 参照）
- ・農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。



農業後継者の育成

- ・幼児期から農業に対する理解と関心を高めて、自然と共生*する地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。
- ・認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。
- ・女性農業者や高齢農業者など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。
- ・農業者が組織する法人等新たな担い手の確保を図ります。

共生

人の営みが自然環境を荒廃させることなく、全体の調和が保たれること。

地産地消の推進

- ・農産物の川越ブランド化を促進するとともに、農産物直売所の設置などによる地産地消の推進を図ります。

農業へのふれあいの場の確保

- ・市民農園*等農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、体験を通じて、農業の役割や自然との大切さを体験できる場の確保を推進します。

市民農園

生活の楽しみや健康づくり等のために野菜や花を栽培する場として、農業者でない人々に提供される農地。